

令和5年

第4回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和5年12月6日

忠岡町議会

令和5年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和5年12月6日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		住民部長	谷野 栄二
	明松 隆雄	住民部次長兼生活環境課長	
健康福祉部長	泉元 喜則		新城 正俊
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和5年第4回忠岡町議会定例会議事日程（2日目）について、ご報告申し上げます。

- 日程第1 認定第1号 令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について
(一括決算審査特別委員会委員長報告)
- 日程第2 忠議第5号 特別委員会の設置及び選任について
- 日程第3 議案第39号 忠岡町議会委員会条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第41号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について
- 日程第6 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第43号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第45号 町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第47号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第48号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について

- 日程第13 議案第49号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第50号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第51号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第1 認定第1号 令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、認定第2号 令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して議題といたします。

本件は、去る9月7日開会の第3回定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。

これより、決算審査特別委員会、今奈良幸子委員長に審査の結果報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良委員長。

決算審査特別委員会委員長（今奈良幸子議員）

議長のお許しを頂きまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和5年9月7日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定、及び、令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、10月17日から19日の3日間にわたり、町長、副町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計及び下水道事業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、松井匡仁副委員長、小島みゆき委員、二家本英生委員、前川和也委員、勝元由佳子委員、私、今奈良幸子が出席の下、審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されています決算書のとおりであります。

財政課より令和4年度の一般会計の決算状況について説明がありました。まず、令和4年度の一般会計決算規模は、歳入で87億6,017万1,000円、歳出で83億3,855万1,000円となり、歳入については、前年度と比べ、6億7,909万9,000円、8.4%の増、歳出については、東忠岡地区認定こども園整備工事や町立小中学校体育館床改修工事など投資的経費が増となったこと、前年度繰越金に係る基金積立金が増になったことにより、前年度と比べ8億2,318万円、11.0%の増となりました。

決算収支につきましては、歳入歳出差引額は4億2,162万円、実質収支は3億6,334万1,000円の黒字となりました。

また、単年度収支は1億8,470万2,000円の赤字、実質単年度収支は4億2,925万円の黒字となりました。

歳入においては町税が前年度と比べ4,741万2,000円の増、地方交付税のうち普通交付税は国税収入の伸びによる再算定に伴う増などにより1,226万9,000円の増、国庫支出金が電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金の増などにより1億7,343万2,000円の増、府支出金が自立支援給付事業負担金の増などにより123万4,000円の増、寄附金がふるさと応援寄附金の減により1,666万5,000円の減、町債がクリーンセンター整備事業債や臨時財政対策債などの減により1億6,115万5,000円の減となるなど、歳入全体では、前年度比6億7,909万9,000円の増となったとのことです。財源構成におきましては、自主財源の割合が40.8%、依存財源の割合が59.2%と、去年より大幅に依存財源割合が少なくなっています。

一方、歳出では、義務的経費において、人件費が6,154万3,000円の減、扶助費が電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金などの増により1億2,363万6,000円の増、公債費が1,076万4,000円の減となるなど、義務的経費全体では5,132万9,000円の増となりました。

投資的経費は、東忠岡地区認定こども園整備工事や町立小中学校体育館床改修工事などの増により1億2,958万4,000円の増となりました。

その他経費では、補助費等で水道基本料金減免に係る負担金の増などにより2,694万7,000円の増、積立金は前年度決算剰余金の処分に伴う基金積立金の増により5億2,833万9,000円の増になりました。

歳出全体では、8億2,318万円の増となったとのことです。

結果、令和4年度は、財政調整基金の取り崩しはございませんでした。引き続き健全な経営に努めてまいりますとのことです。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計については、歳入が17億9,810万円で、前年度と比べて3,853万8,000円、2.1%の減となりました。歳出は17億9,177万8,000円となり、前年度と比べて3,509万3,000円、1.9%の減となりました。

歳入歳出差引額（実質収支）は、632万2,000円の黒字となっております。

次に、介護保険特別会計については、歳入が16億7,631万3,000円で、前年度と比べて3,207万1,000円、1.9%の減となりました。歳出は16億2,570万3,000円となり、前年度と比べて6,302万2,000円、3.7%の減となりました。

歳入歳出差引額（実質収支）は、3,095万3,000円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入が5億383万8,000円で、前年度と比べて3,841万1,000円、8.3%の増となりました。歳出は4億9,327万3,000円となり、前年度と比べて3,327万1,000円、8.3%の増となりました。

歳入歳出差引額（実質収支）は、1,056万5,000円の黒字となっております。

次に、下水道事業決算については、企業会計方式の経理方法により、管理運営に関するもの（収益的収支）と施設の建設に関するもの（資本的収支）に区分しています。

収益的収支については、収入が7億8,547万円で、前年度と比べて2,746万9,000円の減、支出は7億1,243万6,000円となり、前年度と比べて2,003万4,000円の減となりました。収入から支出を差し引いた純利益は7,303万4,000円となり、前年度に比べ743万5,000円の減となりました。

資本的収支については、収入が4億8,656万円で、前年度と比べて8,990万7,000円の増、支出は8億4,702万5,000円となり、前年度と比べて8,193万9,000円の増となりました。収入から支出を差し引くと3億6,046万5,000円の収支不足となり、この収支不足額は減債積立金や減価償却費で補てんすることでした。

次に、財政分析等の説明がありました。

経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する指標の1つで、法定普通税や普通交付税などの経常一般財源等収入が、人件費、扶助費、及び公債費のような経常的経費にどの程度充当されているか、その割合によって財政構造の弾力性を見ようとするもので、この割合が低いほど財政構造は弾力性に富んでおり、行政運営にとって好ましい状態とされています。

本町の令和4年度の経常収支比率は98.9%で、前年度95.5%より3.4ポイント悪化したものの、前年度に引き続き2年連続で100%を下回る結果となりました。

令和4年度の経常収支比率が悪化した要因は、分母となる経常一般財源等収入におい

て、普通交付税が増加したものの、臨時財政対策債が大幅に減となったことが挙げられます。また、経常経費充当一般財源については前年度と比べ増加しているため、次年度以降、同水準の収入を確保できない、もしくは経費の圧縮がなされなければ再び比率は悪化する可能性があり、予断を許さない状況であるとのことです。

経常収支比率の推移については、昨年引き続き100%を下回っておりますが、依然として大阪府内町村及び市町村の平均を上回っており、より一層の改善が求められます。

続いて、一般会計基金残高の状況ですが、財政調整基金は12億6,949万5,000円、公共施設整備基金を初めとした特定目的基金は4億3,134万6,000円、合計17億84万1,000円であり、前年度比5億5,222万3,000円の増加となっております。

次に、地方債現在高の状況ですが、令和4年度末の地方債現在高は72億2,144万8,000円で、前年度より2億4,035万円の減となっております。

続いて、健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4指標等につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は6.1%、将来負担比率は21.1%、公営企業における資金不足比率はなしとなっております。全ての比率において早期健全化基準を超えておりません。

今後も引き続き、各指標における判断比率が悪化することのないよう、また持続可能な行政経営を目指してまいるとのことです。

続きまして、討論で各委員から出されました意見と要望であります。委員を代表して私が各委員の意見書を読み上げさせていただきます。

まず、小島みゆき委員の意見書です。

令和4年忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、公明党の意見を申し上げます。

令和4年度一般会計及び特別会計の歳入決算総額は127億3,842万2,372円で、歳出決算総額は122億4,930万5,478円となっており、差引額4億8,911万6,849円になり、黒字決算となった。

社会情勢は、新型コロナウイルスの感染症も5類に引き下げられ、減少気味ではありますが、現在はインフルエンザがこの時期に感染力を強めていて、学級閉鎖も多くなっています。基本的な感染予防に努めていかなければならないと改めて感じています。

また、イスラエルとハマスの争いや、いまだロシアによるウクライナ侵略で国際情勢は激変、混沌・混乱の中にある。日本も影響を受けて長期に及ぶ食料品などの値上げが家計を圧迫する中、重要なのは、所得向上によって物価高を乗り越え、暮らしを守ることにあります。本来、家計の所得向上は持続的な賃上げで実現すべきですが、急激な物価高騰に賃上げが追いつかず、実質賃金は依然マイナスです。賃上げの流れが国民に広く及ぶまで政府は経済対策強化をしっかりとやっていただきたい。

決算の中身については、法人町民税は減となったものの、個人町民税、固定資産税、地方交付税、地方消費税交付金の増等々によるものであります。

そして、アフターコロナ社会に向けて少子高齢化の進展や、深刻化する児童虐待、子どもの貧困や学習機会の保障などの福祉や教育を初めとする諸課題に対しても決してなおざりにせず、取組を積極果敢に進めていただくことを要望し、本決算を認定いたします。

続きまして、勝元由佳子委員の意見書です。

改革忠岡の勝元から意見を述べさせていただきます。令和4年度一般会計、各特別会計決算についての意見を述べさせていただきます。

令和4年度はコロナ禍が収束しておらず、国からの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金等の財源措置により、一般会計、各特別会計において決算収支が黒字となりました。

とはいえ、令和5年度以降は国も平時モードとなったことから新型コロナ関連の国からの財源措置は期待できず、本町の財政運営も安心できない状況にあります。

そうした今後の財政状況等も見据えた上で、令和4年度予算執行が「無駄を省いた、住民のための健全な自治体運営」となっているかどうかという観点において適切であったのか、また、予算執行による効果があったのかといった視点で令和4年度決算について審査させていただきました。

この3日間の審査の中で、特に指摘しておくべき点や改善に向けた要望等について申し上げます。

まず、歳入（財産の管理・活用という部分）について申し上げます。

行政財産の目的外使用許可を初めとする本町施設等の使用許可とその使用料徴収の状況は、まず1点目、使用料の徴収については、地方自治法に基づき本来は条例で規定すべきものであり、法解釈上も「使用料に関する事項は議会の権限であり条例事項であるから、使用料の額の決定を全面的に首長に委任することは違法である」と明記されているところ、この問題について何年も前から指摘しているにもかかわらず、本町は違法状態を改善しようとすることもなく放置しています。

2点目、特に使用料の減免措置については、使用許可を受けた者の経済状況・支払い能力を一切考慮することなく、過去からの悪しき慣例により漫然と減免措置を続けており、本来の徴収先に「使用料の減免」という経済的支援をすることで、本町の財産が減免を通じて外部に流出・蓄積されていることになり、本町の収支、財産の状況をゆがめている状況にあります。

特に、本町における使用料の減免措置は、町政と近い関係にある関係団体等に対して減免している場合がほとんどであり、町と密接な関係の中での取引となることから、住民から見ると非常に不透明感と不公平感を感じます。

これらのことから、本町の令和4年度の財産管理、歳入部分については、極めて不適切

と言わざるを得ません。

本来、減免等の経済的措置は、「支払うことが経済的に困難な者への必要性のある財政的援助」であること、また、減免の規定は「できる」規定であることなどを踏まえ、慣例による減免を一律に行うのではなく、減免の規定の趣旨に沿った判断を行い、支払う側の財政状況や支払い能力等を考慮した上で、その必要性、合理性、公平性を検討した上で判断すべきものであることから、町の施設等の使用許可や使用料徴収等の財産管理を合法的に適切に行い、かつ積極的に財産活用することで財源を確保するためにも、この件については次の4点を強く要望いたします。

まず1点目、速やかに条例改正を行い、適法な財産管理を行うこと。

2、使用料の減免については、使用許可対象者が財政的に支払い困難な場合を除き、減免をやめること。特に、町政と密接な関係にある関係団体への減免については、減免措置ではなく補助金を支給するなどにより、町の財産の隠れた流出を防ぎ、かつ公平性・透明性を持たせること。

3、使用許可の状況や使用料の徴収状況等について、使用許可台帳等を整備し、またそれを住民に公開することで、説明責任を果たすとともに透明性を確保されること。

4点目、自動販売機等については入札を行い、また使用許可によっているものについては、貸付等、財源確保を図れる方法に変えること。

以上、お願いします。

次に、歳出についてです。

まず、国からのコロナ交付金を使った事業についてです。

ほとんどの事業が新型コロナウイルス感染症対策として適切に執行されている中、本町のホームページのリニューアルのために使った「ホームページ更新事業費」については、予算案の議案審議の段階から、その使い方については議会からも指摘されていたところですが、まず1点目、いくら国がその使い道について広く認めていたとはいえ、本来、新型コロナウイルス感染症対策に使われるべき貴重な財源を、新型コロナにかこつけて、本来、一般財源等の通常予算を充当すべき事業費に、他のコロナ支援事業費額をはるかに上回る約1,206万円もの額を使用したことは、住民からも社会からも理解・納得が得られるものではないこと。

2点目、加えて、せっかくのコロナ交付金を活用してホームページをリニューアルしたにもかかわらず、トップページの外観だけが見栄えよく変わっただけで、実際の使いやすさ、情報へのアクセスのしやすさは、ほとんど変わっていないか、むしろ以前のホームページなら得られていた情報が得られなくなっているなど、旧ホームページよりも後退した感のほう強いこと。

3点目、当初、町は、コロナ交付金をホームページの更新費用に充当することについて、「新型コロナウイルス情報を速やかに発信するため」、また「職員のホームページ更新作業に

負担がかからないホームページの仕様とするため」といった理由説明を議会にしております。しかし、その使い方について議会から問題指摘されたのを押し切ってまで強引に感染症対策以外の用途にこのコロナ交付金を使用したにもかかわらず、結局リニューアルされた新ホームページでは、トップページ画面に「新型コロナ」の見出しはもはやなく、かつ、職員のホームページ更新作業も全く効率よく進んでおらず、無理やり本来の感染症対策を犠牲にしてまで1,000万円を超える高額なコロナ交付金を投入した当初の理由、目的が全く達成されていないという、何ともお粗末な結果になっていること。

こうした理由から、このホームページ更新事業に係るコロナ交付金の予算執行は、本来のコロナ交付金の使い方として極めて不適切であり、住民からの納得が得られるとは言えないものであると既に指摘させていただきました。

次、東忠岡認定こども園整備事業についてです。

この事業は令和3年度からの3か年事業であり、この令和4年度分の予算執行額としては、6億2,234万円が計上されています。そのうち整備工事費について、それについては3か年の当初の落札・契約金額が10億5,600万円、そのうち令和4年度分は出来高払いということで、6億2,234万円が執行されています。

この工事費については、最終契約金額をめぐって、さきの6月議会以降、既に議会でも問題に取り上げてきましたけれども、これまでの問題の原因等について町側へのヒアリング等の中で、町は「工事の管理を初め、本事業の全てに主軸として携わっていた専門職員が、埋め戻し用の土に係る仕様書すら理解できなかつたくらい、専門職としての能力が低かつたからだ」という理由説明をしております。

そうした町の説明を踏まえますと、本事業の令和4年度分の出来高払いの予算執行額、工事費用6億2,234万円、加えて工事監理委託費の1,246万円、このいずれの金額の算定にもこの専門職員が携わったとの答弁がありましたということで、これらの金額が本当に適正価格であったのか、その信頼性が揺らいでいるため適切な予算執行であったとは認め難いと指摘させていただきます。

加えて、工事監理委託業務、これは3か年の契約金額が2,994万4,500円、ほぼ3,000万円というものですが、これについても、まず契約発注の段階で1社決め打ちの随意契約で、全く競争原理が働いていなかったこと、かつ予定価格と契約金額が同一である、そして予定価格を知り得ている者に受注させたことなど、発注の公正性の面で非常に問題のある発注契約と言えます。

加えて、続いて福祉部局のほうでも天下り等の問題を指摘させていただきました。特に福祉部局については、社会福祉協議会への予算執行額が約4,000万円強という公費を投じています。こうした予算執行が果たして適切であったのか、現職員と旧上司という関係を考えますと、果たして適切であったのか、甚だ疑問です。無駄を省いた透明性ある適切な予算執行とは言い難いと指摘させていただきます。

以上、令和4年度決算の中で特に不適切な財産管理、予算執行等、歳入歳出について問題点と今後の改善点、要望を述べさせていただきました。

こうしたことから、令和4年度の本町の予算執行の状況は、とても住民全体のためとは言いがたく、業者や町と近い関係団体等の特定のもののために自治体運営をしているように感じます。町職員の雇い主、給料の払い手、町職員からサービスを受ける住民としては非常に不満を感じております。

また、憲法15条に定める、全体の奉仕者であって一部のための奉仕者ではないという公務員の基本原理にも反しており、違憲状態にも感じております。改めてこうした憲法の理念と、最少の経費で最大の効果を上げるという基本に立ち返っていただき、この令和4年度決算については反対させていただきます。

続きまして、二家本英生委員の意見書です。

2022年度（令和4年度）忠岡町決算について、日本共産党の意見を申し上げます。

この決算の令和4年度は、ロシアがウクライナに攻撃して以来、無差別攻撃が激化し、多くの市民が犠牲になり、今日でも侵攻は続いています。ロシアは国際法違反であり、私たちはロシアを断固糾弾するものであり、直ちにロシア軍はウクライナから撤退することを強く求めるものです。

この年も新型コロナウイルス感染拡大は収束されず、日本は3回目のワクチン接種は先進国でも最低水準であること、削減されてしまった保健所が逼迫して、必要な検査も受けられない。国は、感染拡大中なのに公的公立病院の病床削減計画を推し進め、感染しても入院できない状況でありました。

大阪府においては、コロナ感染対策が全国で最悪で、感染による死亡者は東京より多くなっていました。

また、消費税10%増税の影響の上に、長引く新型コロナのパンデミックの影響、円安による原油高や電力・ガス・食料品等の価格高騰が住民の暮らしと営業に大きな打撃となりました。

そのような状況の下、本町が住民要求に応えたものであったのかという視点で決算を見ました。

一般会計歳入87億6,017万476円、一般会計歳出83億3,855万975円、翌年度繰越分を差し引いた分で、3億6,334万1,383円の黒字決算でした。2年連続の大きな黒字です。

一般会計は、国からの新型コロナ対策としての地方創生臨時交付金が約2億1,149万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金が2億2,990万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金が1億2,078万円、子育て世帯臨時特別給付金が1,460万円、忠岡町に交付されました。新型コロナ対策の施策として25の事業が行われました。水道料金（基本料金）の免除、小・中学校給食費の無償化、低所得者世帯への給付事業な

ど、生活が困っている方への一定の支援になりました。

しかし、問題点として、本町新型コロナ対策事業が、地方創生交付金以外に一般財源から支出されたのはたったの301万円で、昨年よりも若干増えたものの、少な過ぎると言えます。特に、ホームページ更新事業に約1,200万円を支出しています。メニューにあるとはいえ、町の一般財源すべきことをコロナの交付金で充当しています。

また、町は、コロナや物価高騰の影響を大きく受けている中小企業や小規模事業者、個人事業者への支援が行われていないのは問題です。直ちに施策に取り組みられることを求めます。

消費税の増税分で増えた地方消費税交付金の社会保障財源分2億2,252万1,000円についても、多くが一般財源の置き替えであり、福祉の向上に使われることを求めます。

クリーンセンター整備運営事業においては、機器更新工事費が令和2年・3年度で約6億円近い工事を行っており、まだ使えると町も言っているのに、公民連携の産廃焼却炉建設のために令和6年3月末で閉めてしまうのは、住民目線から見てももったいないの一言です。

令和4年度、産廃焼却炉誘致の計画が本格的に開始されました。今後40年にわたる一大事業なのに、計画は忠岡町と事業者のみ進められ、方針決定の際の定性評価は住民に参加を求めず、忠岡町のみで行ったことや、一般廃棄物処理基本計画策定の際に住民から寄せられたパブリックコメントを当初は全て公開することになっていたはずなのに、33名中7名の意見しか公表しなかったのは、民主主義に関わる重大な問題であり、全て公開することを求めます。

昨年に引き続き、今後のごみ処理方針については、一旦計画を中止し、情報を住民に公開し、住民とよく話し合うことを求めます。

文化会館の中にあった働く婦人の家については、男女共同参画施設の位置づけがされており、廃止を検討する前に代替施設やその役割を持ったものを作ってからでなければ施策の後退です。後退をさせずに男女共同参画施策を進める拠点を作ることを求めます。

自衛隊への18歳情報提供を住民に知らせ、除外申請制度を創設すること。東忠岡小学校地区の認定こども園は11億円以上も投じたので、待機児童の解消、希望者全員が入所できるよう保育教諭を採用して増員されること。

学校給食の無償化、子ども医療費の無償化、保育料の無償化（3つの無償化）をされること。高校生の町独自の奨学金制度を増額と返済不要などの拡充をされること。

認知症の予防にもなる補聴器購入時の補助制度を実施されること。

留守家庭児童学級や高齢者の地域包括支援センターは、直営で行うことが大事であり、民間委託は認められません。

国保会計については、取り過ぎた保険料は、国保基金に6,900万円もためるのでは

なく、住民に返すべく、高過ぎる国保料を引き下げること。

介護保険会計については、準備基金に7,300万円もため込むのではなく、取り過ぎた保険料は高齢者に返すべく、保険料を引き下げられること。

後期高齢者医療保険会計については、令和4年度は、2年に1回の保険料値上げが行われた年でした。国保と並んで高い保険料となっているため、町独自の減免を行われること。

下水道会計については、7,300万円の黒字を見ました。全額、減債基金に積み立てるのではなく、高い下水道料金の引き下げに活用されること。また、水路のしゅんせつを適宜行い、住民要求に応え、管理されること。

一方、当初予算においても評価いたしましたことは、この年度の10月から子ども医療費助成を18歳まで拡充、適応指導教室に指導員を1名追加、幼児教育の無償化に伴い、町独自の給食費の副食費の無償化、町独自での少人数学級の取組の継続、忠岡小学校留守家庭児童学級のエアコンの更新工事、ひとり暮らしの高齢者などへの上下水道料金減免制度の継続、中小企業融資の利子補給制度、コロナ交付金を活用し、水洗化工事の補助金を一時的に12万円に引き上げられました。

しかし、3日間の決算審査を通じ、3億6,000万円も黒字なのに、住民要求に応える姿勢が見られなかったです。

以上、日本共産党の意見として、2022年度（令和4年度）の一般会計、各特別会計、下水道企業会計の決算は、認めることができません。

以上です。

続きまして、前川和也委員の意見書です。

令和4年度決算について、国会派の意見を申し上げます。

財政健全化4指標において、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字決算となり基準内であること、実質公債費比率、将来負担比率についても改善され、早期健全化基準並びに財政再生基準内におさまるように財政運営を行うことができました。また、下水道事業会計におきましても、経営指標は健全な数値であり、資金不足比率は基準内でありました。

財政運営として、これらの比率を基準内に収めることは最低限に達成しなければならないことではありますが、世界情勢や物価高騰など、国政レベルでの施策を常に注視する必要のある予算執行であり、財政調整基金を取り崩すことなく黒字化を成し遂げ、基金の上積みを行い、町債残高も減らすことができました財政運営には評価をしたいと思います。

ただ、前年度、20年ぶりに100%を切ることができた経常収支比率において、4年度も引き続き100%を切ることができたものの、ポイント数が悪化していることには、引き続きの財源確保と歳出削減に取り組み、柔軟な財政運営ができるようにしなければなりません。

これからの行財政運営を行うため、当会派が考える重要なポイントとしましては、「公民連携」、「町民との協働」、そして「更なる広域連携」、これらを強力に押し進めることを求めるものであります。

刻々と変化する社会情勢の中、地方の自立性・独創性を構築していくためには、行政だけでできること、職員さんだけでできることには限りがあります。

「公民連携」においては、本町では将来のごみ処理行政において大きな期待があるものでありますが、その他、大学や民間企業、民間団体との他の分野においても連携できることはないか、模索をしていただきたいと思います。

「町民との協働」において、町民を巻き込んで共にまちを作っていくという観点、町民に主権者としてのまちづくりに参画をしてもらうという観点を持ち、開かれた行政を実現し、共に地域の課題解決に取り組む姿勢を町役場としては示していただきたいと思いますというふうにも思います。

なお、この点におきましては、町民や町内各種団体への各種補助金・交付金について、補助や交付をしたらそれで終わりというのではなくて、執行状況の確認や執行に向けての助言やアドバイスを行い、また制度の在り方や改善点など様々な場面において深く関わりを持っていただくことを要望するものであります。

最後に、「広域連携」。これは人口減少が加速化し、行政課題が複雑化する中で、単独の行政で果たすことができることには限界があります。加えて本町には、慢性的なマンパワー不足という問題もあります。

消防や福祉の分野だけではなく、他の分野でも広域連携が可能なところはないのか、模索をしていただきたいと思います。

つい先日のことではありますが、高石市、泉大津市、そして本町とで「2市1町広域連携に関する協定」の調印式が、この本町役場にて行われました。大いに期待をするものであります。

また、大阪府議会でも、本年の5月には「基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会」が設置されました。委員会での議論にも注視をしていただきたいと思いますというふうに思います。

本年5月には、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、あらゆる場面での行動制限も撤廃されています。本格的に社会活動、経済活動が活発化されております。先日はこのだんじり祭りが開催され、役場前でのセレモニーも盛大でございました。

本年4月には東忠岡認定こども園が開園し、この10月には子育て支援センターひだまりも開所しました。長年の懸案事項でありました町民グラウンドの改修工事も間もなく始まります。

本町を明るく豊かな社会へと導く、杉原町長の今後の町政運営に期待をいたしまして、

我が会派では令和4年度の全決算について「認定」といたします。

以上です。

続きまして、松井匡仁副委員長の意見書です。

無所属の会、松井でございます。

令和4年度一般会計、各特別会計、下水道事業会計につきまして意見を申し述べます。

本年度におきましても一般会計決算におきましては、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策関連での収支が大きく影響する決算となりましたが、地方債を着実に返済する中、庁舎建設事業債の償還終了など、これまでの皆さんの努力が報われた実り多い年となりました。

また、理由はともあれ実質収支が黒字で維持できたことに加え、基金残高におきましても大きく伸ばせたことは喜ばしいことでありました。

次に、歳入を見ますと、昨年心配しておりました法人町民税が減収となっておりますが、これを事業者の業績の低迷によるなどと説明し、人ごとのように片づけるのはいかなものかと思えます。

この1年、皆さんは企業誘致に奔走しましたか。地元企業の皆さんとお会いし、一緒に考えましたか。税収を伸ばす方法を真剣に考えましたか。何もしなければ税収が下がるのは分かっていたはずです。法人町民税の減収は我々にとっては人ごとではないんです。もっと真剣に考えなければいけないと思えます。

次に、歳出におきまして、皆さんからよく聞いた言葉といたしまして、人材が、人手がという理由で、増えた委託料や外注費、大変もったいない気がします。幹部職員の皆さん、本当に忠岡町が苦しかったときをご存じの皆さん、あのときにそんなことが言えたでしょうか。

ここ数年で少し財政状況が良くなったけれども、ちょっと間違った方向に進んでいるのではないのでしょうか。自分の評価を下げるような言葉を口にするより、もう一遍気持ちを入れなければいけないのではないのでしょうか。

ここから先、忠岡町は、老朽化施設の改修や少子高齢化に伴うさらなる負担増で奔走していかないとはいけません。財政課長もおっしゃっていましたが、気を緩めることがないようになりたい。

また、これまで皆さんは町民の要望に応え、数多くの補助事業などを立ち上げてこられました。しかし、立ち上げるばかりでは事務処理的にも財政的にも苦しくなる一方です。事業をなくせとは言いませんが、性格の似た事業は統合し、事務の効率化と事業予算の削減努力を行うこと。

私、公室長とはよく話をするんですけども、事業のスクラップアンドビルドを行っていただいて、今後もこの時代の住民ニーズに合った事業をぜひ展開して行っていただきたい。

これからも忠岡町で暮らす全ての住民さんのためにご尽力いただきますことを期待し、本一般会計決算、各特別会計及び下水道事業決算を認定いたします。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに令和4年度忠岡町下水道事業決算認定の認定について、一括採決いたしましたところ、賛成多数により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、厳しい財政運営が続く中でありますが、理事者におかれましては、本委員会内で行っていただきました指摘事項等を十二分に踏まえていただき、本町財政の効率的運用を図ることはもちろんのこと、財政健全安定化に向けてより一層取組を強められたいこと、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、併せて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和5年12月6日、決算審査特別委員会委員長、今奈良幸子。

以上です。

議長（北村 孝議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

まず、原案に反対の発言を許します。反対ですか。是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

2022年度忠岡町決算について、日本共産党の反対討論を行います。

委員長報告にもありましたように、全体を通しての内容は、二家本議員が決算委員会で反対討論を述べたとおりです。新型コロナの影響で収入が減り、その上、物価高騰が住民の暮らしと営業に大きな打撃となっているのに、忠岡町は住民の暮らしの下支えや住民要求に応える施策が不十分でありました。それどころか、3億6,334万1,383円もの黒字でありました。忠岡町は、住民の暮らしに回さず、お金をためて、財政調整基金だ

けでも17億円を超えました。お金、税金の使い方が住民本位でないことが明らかとなりました。

住民本位でないことは、税金の使い方だけではありません。忠岡町の今後のごみ処理方針の決め方、進め方が全く住民本位ではありません。この年度に忠岡町は公民連携、すなわち産廃誘致の可能性を探るサウンディング調査を行いました。ごみ処理事業者2社にしか聞き取りせず、その2社のうち1社しか手を挙げていないという状況なのに、事業可能性を判断し、ごみ処理の3案、1「単独」、2「広域」、3「公民連携」、この3案のうち定性評価の際、担当課職員だけで評価を行い、公民連携方式、つまり産廃誘致が評価が高かったとして、住民の意見や議会の意見を聞かず方針決定をし、そして住民説明会でも住民の反対の意見も聞くこともなく、方針決定をしたということであり、これは町民にこの町の方針を押しつけたと言わざるを得ません。どう見ても住民本位とは言えません。

また、これに関わる一般廃棄物処理基本計画策定の際のパブリックコメントの募集要項には、寄せられた意見は公開しますと書いてありましたが、公開されたのは33件のうちたった7件でありました。ごみ処理方針に関しての寄せられた意見は、もう決まったことなので公開しないという理由でありました。都合の悪いことは隠すのかと、住民からこういった声も寄せられ、それには耳を貸そうとはしませんでした。

ごみ処理方針を、公民連携、産廃誘致に町の方針を8月に発表してから翌年の1月まで5か月足らずで、その間ほとんど広報やホームページにそのことが載っていないと住民からも意見があり、このように町からの情報が少な過ぎる中、1月臨時議会で議決という流れでありました。議会で議決したら住民自治という議員もいらっしゃいましたが、議決するまでにどれだけ住民の中に情報が伝えられ、住民の間で議論がされ、考え方が夫婦でも、また親子でも意見が違うように、一人一人が考えて、住民の中で話し合われた結果を経て、議会で議決する。これが住民自治ではないのでしょうか。それを抜きに議会だけで多数決で議決するのは、本来の住民自治とは言えないと思います。住民自治を大切にし、保障する姿勢が本町になかったと言わざるを得ません。

まだ実施協定は締結されていません。大阪府への申請も認可もまだ下りていません。今ならまだ間に合います。産廃誘致計画は一旦立ち止まり、住民とよく話し合うことを求めます。

住民の暮らし、声に耳を貸さない姿勢はこれ以外にも現れていました。文化会館の中にあつた働く婦人の家、男女共同参画施設に位置づけられていたものですが、これを女性の声を聞かずに、代替施設も検討せず廃止したことです。当初、施設を管轄していた生涯学習課は「廃止しても影響は全くありません」と言い切っていましたが、廃止されたら団体グループのうち多いところで年間8万円以上の負担増になることが明らかになったにもかかわらず、女性の市民活動、女性のエンパワーメントに背を向ける姿勢でありました。

民主主義、住民自治の点に大きな問題があった2022年度決算は認められないことを

申し上げて、反対討論といたします。

議長（北村 孝議員）

次に、原案に賛成の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

議長、1点お聞きしたいんですけど、私、決算委員会の委員でしたけど、反対討論いいですか。駄目だったらいいです。

議長（北村 孝議員）

許可します。できるだけ同じような内容でないようにお願いをいたします。

11番（勝元由佳子議員）

そしたら、もう結構です。基本的に意見した内容です。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより認定第1号 令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、認定第2号 令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して、起立により採決をいたします。

委員長の報告のとおり、以上2件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

賛成多数であります。

よって、認定第1号 令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、認定第2号 令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議長（北村 孝議員）

日程第2 忠議第5号 特別委員会の設置及び選任についてを、議題といたします。

本件について、提出者の是枝議員より提案理由の説明を求めます。

副議長（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

副議長（是枝 綾子議員）

忠議第5号、特別委員会の設置及び選任についてご説明申し上げます。

本件は、本町における適正な議員定数についての調査研究を行うため、議員定数調査特別委員会の設置及び選任を行うものであります。

説明は以上です。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決していただきますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、これより忠議第5号 特別委員会の設置及び選任についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

ただいま、特別委員会の設置及び選任について可決されました。特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、私から指名をいたします。

河瀬 成利議員 今奈良幸子議員 小島みゆき議員

二家本英生議員 是枝 綾子議員 松井 匡仁議員

三宅 良矢議員 前川 和也議員 尾崎 孝子議員

勝元由佳子議員 河野 隆子議員

以上の11名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました11名を特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。11時5分より再開をいたします。

（「午前10時59分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午前11時05分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

この際ご報告いたします。委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会の正・副委員長が決定いたしましたので、ご報告をいたします。

委員長に今奈良幸子議員、副委員長に勝元由佳子議員、以上であります。

議長（北村 孝議員）

日程第3 議案第39号 忠岡町議会委員会条例等の一部改正について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第39号、忠岡町議会委員会条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、質の高い行政サービスの提供と職員の職場環境の改善を図るため、本町の組織体制を見直すことに伴い、各関係条例について所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第39号 忠岡町議会委員会条例等の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第4 議案第40号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第40号、忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、印鑑登録証明書のコンビニ交付制度を導入することに加え、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、個人番号カードの電子証明書を利用してコンビニ等で行う印鑑登録証明書の交付手続の規定を追加するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第40号 忠岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第5 議案第41号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第41号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、議会議員の期末手当の支給率について改定（引上げ）するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

私、この議案につきましては、杉原町長が議員の時代から「この議員の給料というのは上げていかなあかん」というお話で一致してたと思ってました。そやけど、杉原町長、今回、特別職、これ提案されておられません。さきの委員会ですわね、「財政、ちょっと苦しいから」というふうにおっしゃっておいましたが、これ去年、杉原町長、上げてますよ。今年上げへんのは何ですか。党利党略ですか、選挙ですか。

議長（北村 孝議員）

杉原町長、答弁。

7番（松井 匡仁議員）

はい、お願いします。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

今回の場合は、私はこういう事情でございますので、全体的に、府のことも考えながら本町も準じるということに決定させていただきました。

以上です。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。

7 番（松井 匡仁議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

10 番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

反対討論ですか。尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

議長よりお許しいただきましたので、発言させていただきます。

議案第 41 号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、反対させていただきます。

令和 5 年度の人事院勧告に沿った特別職、議員等の給与、報酬改定についての議案であります。今の世の中、不景気で皆さんが疲弊している状態です。物価が上がり買い控えをしてしまい、冷え込んでいることを私、主婦としても実感しているところでございます。住民の皆さんの実質賃金がプラスになるような状況に至るまでは引上げは控えるべきだと申し上げます。ということで反対させていただきます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

11 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

改革忠岡のほうからは賛成の討論をさせていただきます。

まず1点目ですけども、町議の報酬額と、なり手不足の問題の点からです。よく一般の方から議員一くくりで、国会議員から我々町村議員まで一くくりで見られるんですけども、町村議会の議員は本当に報酬が低いです。私自身も議員させていただいてますけれども、二馬力の議員さんとか副収入のあられる方とか、いろんな方おられると思いますけども、一馬力、单身となってきましたと、現役世代となってきましたと非常に苦しい、生活苦しいというのが現状です。

で、率直な意見といたしましては、市会議員以上ですね。市、都道府県、国会議員とやっぱり一緒にしてくれるなというのが現状です。

このような報酬の状態ですと、特に現役世代の議員のなり手不足というところが非常に懸念されます。よく一般の方から「議員は名誉職で、小遣い稼ぎになってん違うか」みたいなことを言われますけど、そちらの方向により拍車をかけるという懸念がされます。

我々町議会のほうもこれまでずっと、上げるべきときでもずっと据置きで上げずにしてきました。毎回こうした話ですね、人事院勧告が出るたびに住民の顔をうかがってといいますかね。選挙対策かどうか知りませんが、上げんところかということ置いてきたわけですけども、これであるといつまでたっても上げれないと。じゃあ町議会の我々議員は、生活苦しいままなのかというところが1点です。

あと、公費支出の部分ですけども、これ、今回可決されて上がったところで、議長、副議長、一般議員10名ですね。で、町議会の議員、我々12人分合わせたところで年額50万にも満たない額です。これだけの額をカットしたところでどうなのかと。であれば我々議員がもっと必死にですね、本来業務で町政の無駄、税金の無駄遣いをもっと省くというところに一生懸命仕事をするべきじゃないのかと。この微々たるところに反対するところを、私は単純に政治的パフォーマンスにしか見えません。

もう1点、議会運営の面です。昨年度全会一致で、今後こうした毎年の人事院勧告が出たときに議員報酬どうするかという扱いを話したときに、議会全会一致で、じゃあもう毎年、上げるも下げるも人事院勧告に従っていきましょとルールで決めたわけです。ですけども、選挙が明けて蓋を開けたら、メンバーは1名以外、11名同じメンバーで、会派も同じであるにもかかわらず、もうその全会一致のルール崩れてるというところで、議会内で全会一致で決めたルールも守っていただけないというところで、意味がない。こういうことがありますと、今後、議会内で議会運営にも差し障ると。

議員が会議を開いて議会議員の問題ですね、話し合う、議論するというのも我々議員の本来業務です。仕事でやっています。公費で税金で報酬も頂いています。こういった議員が議

会内で話し合っただけで議論して決めたことを無に帰するようなことが起こりますとね、議会自らがそういうことをするのはいかなるものかというところで、議会運営面でも非常に問題であるというところで、反対させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

勝元議員は賛成討論ですから、反対討論ありますか。

6 番（是枝 綾子議員）

反対討論。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

反対討論を行います。

新型コロナの影響や物価高騰の影響で住民の暮らしが大変な中、人事院勧告で上げが出たとはいえ、議員の期末手当の上げというのは住民、町民の理解が得られないと思います。

国会のほうでも同様に国民の世論の、引き上げるということについては大変批判の声が高いということで、そのような状況も出てきております。なので議員の、そういった給与関係、そういった歳費の上げということについては、今、理解が得られる状況ではないという状況であると思います。

で、全会一致にならないければ、議員の身分に関わることで、全会一致が原則であるというふうには思います。ですが、全会一致にならなかったという案件であれば、上程しないということにするのが普通ではないかと思えます。住民からの理解が得られるかどうかという住民世論について考慮をすると、やっぱり引き上げるべきではないというふうにかえまして、反対といたします。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

7 番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井 匡仁議員）

議案第 4 1 号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等の条例の一部改正につきまして、賛成の立場より意見を申します。

このたびの町議会に提出された本議案は、人事院勧告による忠岡町条例の一部改正議案であります。昨年は大阪維新の会さんも共産党さんも、今コロナや財政難っていろいろ言

うてましたけれども、全会一致で賛成して、上げました。

私、この議案は大変重要な議案やと思っています。ほんまに忠岡町の将来のことを考えてるんか。それよりも選挙受けとか党利党略とかを優先するんか。勝元さんも今言われてましたけれども、手取り20万を切るようなお給料で、年金なくて、こんなんだからの若い子が町会議員、目指すでしょうか。こんなんやったら将来、金持ちしか町会議員できませんですよ。真剣に考えらなあかんと思います。

よって、本議案に賛成いたします。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

2番（今奈良幸子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

反対の立場から意見を述べさせていただきます。

第11次改訂新版の議員必携の中に、議員の職責の項目があり、このように書かれています。「議員は、住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきである。今日、地域社会は、激動する経済社会情勢の中で、日々進展し変革しているから、議会も行政もこれに的確に対処しなければならない。そのためには議員がただ単に住民の声と心を代表し代弁するだけではなく、一歩踏み出して常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を酌み取りながら議論を重ねて調査研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力のある発展を目指して、時には住民に訴え、時には住民を指導して、その実現に積極的に努力することが大事である」と記載されています。

住民全体の福祉向上と地域社会の活力のある発展を目指すことを考えるとき、住民サービスの向上、ひいては生活しやすいまちづくりのために予算を充てたいという思いから、今回の人事院勧告に基づく期末手当の改定をする必要はないと考え、この議案には賛同できないため、反対いたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

僕も反対の立場で討論させていただきたいと思います。

そもそも私自身は、議員報酬は議員で決めるべきであって、賞与につきましても社会情勢ですね。人事院勧告になりますけど、関係なく上げ下げするのではなくて、こちらで割

合は独自に議会として決めるべきであると。これはもう1期目から僕は言ってきました。だから、上げ下げ関係なく、僕はこういうことには反対であると。ですので、このような賛否が分かれる結果が見えるのであれば、どうしても僕はこれまでのことを突き詰めて反対に回ることをご理解いただきたいと。

ただ、しかし、昨年にもこのような報酬については、個別のパフォーマンスを許しては健全ではないという理由で、全議員がこのような内容に関しては、基本的に全会一致で賛成すると、議員間で合意を図られた経緯があるということをお聞きして、前回は賛成をさせていただきました。

このたびはその合意が反故になったというわけですが、この議案に反対する議員の皆様、私も含めてです、につきましては、議員間で申し合わせる審議というものより、思想や党利党略などが優先されるんだということがある程度明確になった。これも事実の側面であるかなと思っています。

今後は、一部の議員が議員間での約束を守らないとか規律を乱すだとか、急に意見を変えたりするのは非常識じゃないかとか、合意を簡単にほごにするのは、こんな議員としてはあってはならないとかいうふうな批判については、まあ今回の議案である程度、どう言ったらええでしょうね、こういうことを堂々と言えなくなるのではないかと。賛成される議員の方々もおられると思います。その方からも反論の方に言われても反論できないでしょうし、今後の様々な議会改革、特にこの初め、本日定数のこと決まりましたね。その計画の中で今回の経緯を踏まえると、今後の議会での合意より思想や党利党略などが優先され、いついかなるときでも覆されるか分からない。面従腹背、言い方はすごい悪いですけど、面従腹背、疑心暗鬼、朝令暮改の中で進んでいく議会、それが現状の任期における忠岡議会だということの事実を私自身もしっかり胸に刻みまして、理解する中で反対させていただきます。

ちなみに、加えまして、議運の委員長の視点で感じたことなのですが、今回のように賛否が分かれるのであれば、即日審議のような取扱いではなくて、付託すべきではないかなということも申し添えて反対させていただきます。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

反対討論ですね。次に賛成討論ございませんか。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

いろいろ議員間の中で今お話しされておるんですが、私、賛成討論としまして、やはり

人勧どおり前回は上げたということと、そして今回も人勧どおりかなと思ってたんですけども、何か党、政党の反対と、そしてまたそれに乗じてまた反対する党もあると。やはりこれは今後皆さん肝に銘じておいてほしいと思うんですけど、この人勧で上げるとなったときは絶対上げられなくなるので、その辺のところをよく肝に銘じて、反対する方は反対していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

次、反対討論ございませんか。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

この期末手当をアップするという、この議案については大反対ということで反対討論させていただきます。

今日の本会議冒頭で今奈良さんがですね、決算認定の報告がありましたけども、そこでもやはり触れておられました経常収支比率については引き続き予断を許さない状況であるということが明確になっております。そのような中ですね、町財政の、わずか50万円かもしれないんですけども、やはり負担にかかるような、この議案については、議員の持つべき信念としてですね、矜持として頂くことはできませんので、この議案については反対とさせていただきますと思います。

議長（北村 孝議員）

次に、賛成討論ございませんか。

他に、討論ございませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

反対の立場で討論させていただきます。

先ほどもいろいろ討論、出てますけども、やはり今回のこの議案ですね、全会一致で上げることというのが本来の形で進むということなので、今回、全会一致ということではないので、反対の理由の1つであります。

そして、今回、町長を含め特別職は上げていないということもあります。私たちも特別職になりますので、そういったことで職員の給料は上げるのは認めますけども、特別職に

関しては議員の期末手当を上げないということで、今回に関しては反対いたします。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

これで討論を終わります。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第41号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを、起立により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、議案第41号は否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第6 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第42号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率について改定（引上げ）するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第7 議案第43号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第43号、忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を設けるほか、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給率について改定（引上げ）するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第43号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（北村 孝議員）

日程第8 議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第44号、忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、一般職の職員の管理職手当について、組織の活性化と職員のモチベーションを高め、住民サービスの向上を図ることを目的に、管理職員間の手当のバランスを是正し、その責任に見合った額へ見直すため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第44号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第45号 町税条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第45号、町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法等の一部改正により、森林環境税の賦課徴収、上場株式等の配当及び譲渡所得等に係る課税方式の統一並びに退職所得等を有する一定の配偶者・扶養親族の氏名等の追加措置による住民税申告

義務に関する規定等について、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第45号 町税条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第10 議案第46号 手数料条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第46号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、認定高度保安実施者の保安規制に関する手続及び特例の規定追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第46号 手数料条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第11 議案第47号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第47号、令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2億448万2,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は92億2,594万8,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上であります。

歳出につきましては、第2款 総務費で、非課税世帯給付金事業関連経費の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第47号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（北村 孝議員）

日程第12 議案第48号 令和5年度忠岡町一般会補正予算（第5号）についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第48号、令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、8,541万3,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は93億1,136万1,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、国民健康保険基盤安定等負担金の減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上、障害者総合支援事業費補助金の計上、第15款 府支出金で、国民健康保険基盤安定等負担金の計上、ひとり親家庭医療費補助金の計上、乳幼児医療費補助金の計上、新子育て支援交付金（DV相談員配置事業分）の計上、第17款 寄附金でふるさと忠岡応援寄附金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の計上、第20款 諸収入で、収入印紙等売払に係る収入の計上、後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金の計上、子どものための教育・保育給付費負担金（国過年度分及び府過年度分）の計上、子育てのための施設等利用給付費負担金（国過年度分及び府過年度分）の計上であります。

歳出につきましては、人件費において、人事院勧告等に伴う調整額を各款に計上しております。

その他につきましては、第2款 総務費で、人事給与管理システム改修関連経費の計上、財政調整基金積立金の計上、森林環境譲与税基金積立金の計上、愛の福祉基金積立金の計上、公共施設整備基金積立金の計上、機構改革に伴う備品等調達に係る経費の計上、総合行政システム（住民記録及び障害福祉）改修業務委託料の計上、ふるさと忠岡応援寄附金事業関連経費の計上、収入印紙代の計上、第3款 民生費で、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の計上、介護保険特別会計への繰出金の計上、後期高齢者医療特別会計への繰出金の計上、ひとり親家庭医療扶助費関連経費の計上、子ども医療扶助費関連経費の計上、各事業における令和4年度の事業費確定に伴う国庫支出金精算返還金及び府支出金精算返還金の計上、第4款 衛生費で、各事業における令和4年度の事業費確定に伴う国庫支出金精算返還金の計上、第10款 教育費で、放課後児童健全育成事業における令和4年度の事業費確定に伴う国庫支出金精算返還金の計上であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、大津川河川公園管理業務委託について、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額を968万円追加、消防本部庁舎仮眠室等個室化事業について、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額を4,209万2,000円追加、放課後児童健全育成事業運営管理等業務委託について、期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額を1億2,288万1,000円追加するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今回の補正予算案のうち、債務負担行為で上がってます放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の民営化の部分でちょっと質問させていただきます。

こちらですね、今まで直営でされていたのを民間委託するということで、5年事業ということで債務負担行為、上がってるんですけども、これ、議案上がってくる前に教育委員会からの事前のレクがありまして、そのときにざっとお話を伺ったんですけども、そのとき、事業計画、この予算額、定めるのも含めてですけども、ある程度事前に業者さんのほうと協議して進めてますというお話だったんですね。

そこで、今回、プロポーザルで業者選定される。契約内容も5年契約なので、かなり大口の案件です。1回決まったらもう5年間ずっとそこというところで。あと、かつこれ、議決を得るのを待たずにもうすぐですね。来週ぐらいですか、もう公示されるんですね。

発注、始まります。もう議会の進行を待たずに、これ発注、始まるんです。

というところで、ちょっとお聞きするんですけれども、まずこのプロポーザル、どこまでいっても随意契約なんですよね。今、本町では随意契約、各課、各部局任せになってますけど、これまでもちょっと議会の中でもご指摘させていただいてきましたけど、入札契約主管課の総務課ですね。入札には絡んでおられますけども、結局、随意契約のところは各部局任せになって、特にプロポーザル、これまでの案件見ましても、何かこれまでのお付き合いのある業者さんしか知らなくて、結局応札1社しかなくて、そこに決まったとかですね。やっぱり見て変なプロポーザルもあったりするんです。そういうのもあって、きちんと総務課、入札契約主管課のほうがきちんと全庁的なこのプロポーザル、随意契約にも絡んでいってほしいというところは申し上げさせていただいてましたけども、今回もこういったプロポーザル、事前に協議してます、そういう業者がありませんで、きっとその業者さんも参入してくるでしょうということを聞いてますと、ちゃんとプロポーザル、業者選定してもらえんかいなというところが、やっぱり不安でつきまとうんです。

というところで、まず公室部局、総務課のほうにもお聞きしたいんですけども、このプロポーザルを現時点で、本町のほうで、マニュアル作る作らないという話もお聞きしてるんですけども、全庁的なね、何か統一したものを作るような動きですね。どのぐらい進んでるのかということと、今回このプロポーザルに公室部局、総務課が関わるのか、特に多分この案件も、多分業者選定委員会か審査会、設置されると思いますけども、公室部局、入られるのか。入札契約主管課がきちんと、ちゃんと業者選定に加わるのか、公正な発注されるのかという点で、どう絡んでいくのかということをお聞きしたいと思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご指摘のプロポーザル方式に係る全庁的な統一したマニュアル等につきましては、現在存在していないというところがございます。従前からご指摘いただいている中でご答弁もさせていただいてるところでございますけども、今回、全庁的に統一した一定のマニュアルという形のを、現在、総務課のほうで作成をさせていただいている段階でございます。

以上でございます。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

プロポーザルの事業者を選定する場合は、選定委員会を設置しますので、その際に担当課と町長公室で協議しながら選定していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

今、公室長さんお答えいただいたんであれですけども、一応、じゃあ公室部局のほうもその選定委員会に入って、きちっとチェックはしていただけたらと思うていいということですね。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今、教育委員会のほうから相談を受けておりますので、順次協議しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

すみません、ここはもうお願いですけども、もうこれから公示、始まります。で、年明けですかね、業者決定されるのが。ですけども、今のところ教育委員会のほうでどこまで周知されてるのか、各担当課のほうに聞きましても、まだそんなに広く周知してないようにお聞きしてます。ですので、どこまできちんとね、募集というんですかね。広く業者さんを募るということをされてるのか、ちょっとやっぱり疑問に思うところもありますので、そこはきちんと公室部局、総務課ですね、入札契約主管課のほうも、この大きい案件ですから、プロポーザルが恣意的といいますか、特定の業者さんに落ちるとか、そういう変なことがないようにきちんとやっていただきたいと思いますようお願いして終わります。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

ただいまの勝元議員の大綱的質疑でお聞きしていて、ちょっとこれは確認しておかないといけないというふうに思ったことがあります。まず、これは民間委託なのか民営化なのかという、2つの言葉が出てきましたので、これはどちらなのか、事業主体はどこなのか、これをちょっと確認しておきたいということがあります。

もう1点でありますけれども、会派説明は事前にそれぞれ受けておりますが、私たちが聞いていない会派の説明の内容がちょっと出てきておりましたので、これは事前にある、そういう業者の方と相談しながら進めているという、そういう説明をよその会派にはされて、私たちはそのような話は聞いておりません。参入してくるところがあるかないかも、ちょっとどれだけ業者があるか分かりませんということだけでしたので、これはちょっと、その説明がそれぞれ違う説明を聞いていて、その委員会に臨むというのもちょっと大変ですので、そこはちょっと確認しておきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

今回の件に関しましてはあくまでも委託ということでございますので、あくまでも運営主体に関しましては、引き続き町のほうで考えておりますので、そちらのほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、事前説明において、その説明が違ふというところでございますが、私はそういうつもりはございませんで、全て私のほうで説明させていただきましたので、その辺りは公平にといいますか同じ説明をさせていただいたつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

説明内容の確認ということで、一字一句違ふように話をするかどうかという、そういう細かいことではなく、事前にそういった事業者、関係者と相談をしながら進めていたということが、そうなのかと。私たちは聞いていなかったもので、それはちょっと大事なことだと思います。今後のいろいろそういうプロポーザルに関わってくるような、今後のどうするかというところに関わる問題なので、そういうものであったのかというところはちょっと確認しておきたいと思ひます。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

今おっしゃられているとおりでございます。ですので、我々はその辺の手法は分かりませんので、実際に他の市で実際にそういう業務を携わられている業者の方からいろいろなお話のほうを聞かせていただいた上で、今回、町のほうが委託をしていくということを決めさせていただいたというところでございます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ということで、その話は聞いておりませんでしたので、そういうことだったということが分かりました。いろいろと今後ちょっと、委員会付託されるであろうとは思いますが、これはちょっと大変ね、このような大事なことをもう急に決めて、そして何日か後にもうプロポーザルで募集をするということであれば、この情報がどの程度周知されるのかということもありますし、1つの事業者が有利に働くということのないようにという、そういったものもありますので、これはちょっとまた明らかにしていきたいと思えます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第48号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第13 議案第49号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第49号、令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、879万5,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は20億7,640万4,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、基礎賦課分現年度分の減額、第4款 府支出金で、保険給付費等交付金特別交付金、特別調整交付金分の計上、第6款 繰入金で、保険基盤安定繰入金の計上及び事務費等繰入金、産前産後保険料繰入金の計上、第7款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第1款 総務費で、人件費及び国民健康保険システム改修業務委託料の計上、第3款 国民健康保険事業費納付金で、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分、介護納付金分は保険基盤安定繰入金等の歳入の増額に伴う財源更正、第5款 保健事業費で、人件費の計上、第6款 基金積立金で、国民健康保険事業財政調整基金積立金の計上、第8款 諸支出金で、前年度国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）精算返還金の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第49号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第14 議案第50号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第50号、令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、82万1,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は17億9,179万2,000円となります。

歳入につきましては、第1款 保険料で第1号被保険者保険料の計上、第3款 国庫支出金で地域支援事業交付金の計上、第5款 府支出金で地域支援事業交付金の計上、第7款 繰入金で、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金の計上であります。

歳出につきましては、第1款 総務費及び第3款 地域支援事業費で、人件費の計上でございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第50号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第15 議案第51号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第51号、令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2,528万6,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は5億3,671万3,000円となります。

歳入につきましては、第3款 繰入金で、医療費繰入金及び事務費繰入金の計上、第4款 繰越金で、前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第1款 総務費で、人件費及び療養給付費負担金の計上、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療保険料等納付金の計上、第3款 諸支出金で、過年度分保険料払戻金及び一般会計繰入金精算返還金の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第51号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第16 請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出について、議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

請願第1号、忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出について、趣旨説明を行います。

今回の請願は、地方自治法第124条の規定により、忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会から提出された請願になります。

11月22日、請願提出と同時に忠岡町長、忠岡町議会宛てに忠岡町内町外より寄せられた9,913筆の署名を提出しております。

請願内容は、忠岡町が誘致している産業廃棄物焼却施設の計画は、産廃施設から出る排ガスによる環境汚染、健康被害を心配する住民の声がある中、忠岡町からの十分な説明もなく、住民合意もないまま進められています。また、今回の産廃誘致計画は、忠岡町の住民だけではなく泉大津市、岸和田市、高石市、和泉市など近隣にも影響が及びます。しか

し、近隣市住民には何も知らされていません。忠岡町だけではなく近隣市住民からも「説明してほしい」との声が署名を通じて届けられています。

よって、現在進められている産業廃棄物焼却施設の計画を一度立ち止まり、環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願書になります。

議員皆さんの賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

紹介議員の趣旨説明は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

請願第1号 忠岡町での「産業廃棄物焼却施設の計画」は一度立ち止まり環境汚染や健康被害について地域住民としっかり話し合うことを求める請願の提出については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は12月21日10時から開きます。本日はこれで散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

（「午前11時58分」散会）